



# 育児サポーター派遣事業

## 一緒に子育てしませんか！

### こんなときに育児サポーターの利用ができますよ！

- 赤ちゃん帰り？上の子とじっくり関わってあげたい。
- ママ友が欲しいけど、子育て支援センターってどんなところ？
- 夫の帰りが遅くて赤ちゃんをお風呂にいられない。
- わからないことがいっぱい！相談にのってほしい。
- 夜泣きがひどくて、寝られない。疲れてしまった…。
- 予防接種や健診に一人でいくのは不安だな…。
- 上の子の参観日に下の子を見てくれる人がいないんです。

## 育児サポーターとは **利用無料**

妊娠中および出産後間もないお母さんが、安心して子育てができるように、育児経験のある保育士等が家庭を訪問し、相談・育児援助を行います。

※水道料や市税等に滞納がある場合は利用できませんご不明な点は申請時にお問合せください。

※利用までに申請手続きが必要です。

### 訪問利用期間

- ▶ 妊娠期(就学前の子どもと同居している方)  
…母子健康手帳交付時より出産日まで10時間
- ▶ 出産後  
…出産の翌日から180日まで30時間  
双子の場合は、240日60時間まで

### 訪問時間

- ▶ 平日の9時から16時30分まで
  - ▶ 1日1回2時間以内
- ※2時間を超える場合はご相談ください

## 手続きの方法

対象： 島田市民の方	第2子以降の子を妊娠の方 就学前のお子さんと一緒に住んでいる方	初めてのお子さんを妊娠している方 初められているお子さんがいて妊娠されている方
利用開始	妊娠期間中から利用できます。	産後から利用できます。
申請時期	母子健康手帳交付時から申請できます。	出産予定日の1ヶ月前から申請できます。 ※里帰り等で1ヶ月の申請が無理な方はご相談ください。
申請場所	島田市役所子育て応援課、金谷北支所、金谷北支所、川根支所、保険福祉センターはなみずき	
申請に必要な書類	①申請書 ②承諾書(滞納確認のため) ※上記の申請書の窓口にあります。 ※ <a href="#">島田市ホームページ</a> からもダウンロードできます。 ※申請書には同居しているご家族全員の氏名を記入してください。 また、承諾書には押印漏れのないようお願いします。	<b>事前訪問で申請ができます！</b> 出産間近や、産後間もない等で外出が困難な方には、お電話いただければ、サポーターがお宅に訪問し、事業の説明や申請ができます。お気軽にどうぞ！

※申請の手続きは10日～2週間ほどかかります。「育児サポーター利用承諾通知書」が届きましたら、書類の確認をご確認の上、利用可能となります。

## お願い

- リフレッシュ(美容院や習い事、買い物等)や、就労されている方は利用できません(育児休暇中は利用可能)。
  - 訪問する家庭で、風邪など感染する病気にかかっている人がいる場合は訪問できません。
  - 育児サポーターの駐車場の確保をお願いします。
  - 予約は希望日の1ヶ月前から受付けます。
- ※個人情報のお守り義務を厳守します。

申込・問合せ・予約 島田市役所 子育て応援課 子育て応援係(育児サポーター) ☎36-7159